

# 「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言」について 林市長が菅 内閣官房長官に要望を行いました

本日（8月3日）、林 文子 横浜市長（指定都市市長会会長）が、指定都市市長会を代表して、菅 義偉 内閣官房長官に対して要望を行いましたので、お知らせします。

## 1 要請内容 ※詳細は別添参照

地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言

## 2 要請先

要請先： 菅 義偉 内閣官房長官

日時： 平成30年8月3日（金） 午後3時00分～午後3時15分

場所： 首相官邸 5階 官房長官室

## 3 要請活動の様子 ※写真データを希望される方は、下記の間合せ先までご連絡ください。



## 4 林市長（指定都市市長会会長）のコメント

「第45回指定都市市長会議」（平成30年7月23日）で採択した「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言」を、菅内閣官房長官にお渡ししました。中小・小規模事業者における外国人材の受入拡大に向けた支援や、外国人政策を総合的に調整・推進する組織の設置などについて、指定都市市長会としての考えをお伝えしました。

現在、政府が進められている外国人材の受入れ・共生は、地域の社会経済にとって大変重要なことですので、国と地方自治体が連携して取り組むことができるようお願いしたいと思います。

お問合せ先

政策局大都市制度推進課長 西橋 妙乃 Tel 045-671-4323

## 地域における外国人材の更なる活躍に向けた 取組の推進に関する指定都市市長会提言

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、生産性向上や国内人材の確保とともに、移民政策とは異なるものとして、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設することとされた。

国において、新たな在留資格の創設による外国人材の受入拡大に向けた検討が進められる中、大都市においても、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、持続可能な成長を実現していく上で、地域経済を支える中小・小規模事業者などにおける人手不足の解消が、喫緊の課題となっている。

また、外国人材が地域社会で活躍するための環境整備として、地域における情報提供や相談対応等の在住外国人の暮らしの中での多様なニーズへの対応、日本語支援や地域コミュニティとのつながり支援などを更に進めていくことも求められている。

出入国管理は国の専権事項であるが、それは受入れ後の社会統合政策とともに進められるべきである。

このことから、国における新たな在留資格の創設の制度設計等に当たっては、指定都市をはじめ地方自治体の実情をふまえ、地域における外国人材の更なる活躍を推進していく視点から検討するよう、以下の項目について提言する。

### 1 中小・小規模事業者における外国人材の受入拡大

- (1) 大学や専門学校等に在籍している外国人留学生は、中小・小規模事業者にとって貴重な人材となる可能性があることから、大学等、企業、経済団体、地方公共団体が連携して留学生の就職・定着を図る取組などに対する支援を拡充すること。
- (2) 情報通信業・建設業・製造業など、高い専門性や技能等を有し、事業活動の中核を担う人材の不足が深刻な業種において、非上場企業に就労する際の在留資格申請の手続きを簡素化するなど、中小・小規模事業者による一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材の受入・育成の拡充に取り組むこと。
- (3) 大都市部において深刻な人手不足が顕著な介護分野については、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、介護福祉士国家試験の試験回数の拡大など、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう試験制度を見直すこと。また、介護福祉士を目指して来日した外国人留学生の人材確保を図るため、2022年度以降における外国人留学生の准介護福祉士が介護できる環境を整備すること。

## **2 地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援と推進組織の設置**

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で掲げられた「生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組み」の構築など、地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援の充実に向けては、地方自治体や NPO・市民ボランティアの活動など、地域の実情に応じた様々な取組が行われている。

このことから、地方自治体の意見をふまえ、国において外国人政策を総合的に調整・推進する組織を設置し検討を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。

**平成 30 年 7 月 23 日  
指 定 都 市 市 長 会**